

第135回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和3年1月12日(火) 午後2時00分
- 2 場 所 東京都庁第一本庁舎21階 海区漁業調整委員会室(電話及びWeb会議)
東京都新宿区西新宿2-8-1
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 10番 | 関 恒 美 |
| 2番 | 山 下 奉 也 | 11番 | 大 沼 清 志 |
| 3番 | 菊 池 勝 貴 | 12番 | 岩 田 光 正 |
| 4番 | 浜 川 祝 男 | 13番 | 丸 裕 二 |
| 5番 | 平 賀 秀 明 | 14番 | 井 上 潔 |
| 7番 | 橋 本 竹 男 | 15番 | 有 元 貴 文 |
| 9番 | 馬 場 治 | | |
- 4 欠席委員
- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 6番 | 小 島 一 則 | 8番 | 前 田 福 夫 |
|----|---------|----|---------|
- 5 その他出席者
- | | | |
|----------------|----------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課 | 課 長 | 藤 井 大 地 |
| 〃 | 統括課長代理(漁業調整担当) | 高 橋 克 己 |
| 〃 | 統括課長代理(課務担当) | 米 本 武 史 |
| 〃 | 主 事(漁業調整担当) | 舟 橋 達 宏 |
| 〃 | 主 事() | 木 村 ま い |
| 島しょ農林水産総合センター | 所 長 | 松 川 敦 |
| 〃 振興企画室 | 主任研究員 | 山 口 邦 久 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長 | 近 藤 修 |
| 〃 | 主 任 | 田 中 昌 美 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人 14番 井 上 潔 1番 田 中 國 治
- 8 報告事項
- 9 議 案
- (1) 八丈島近海漁場に設置した浮魚礁の漁業の制限に係る委員会指示について
 - (2) 伊豆諸島海域におけるはご釣漁業の委員会指示について

- (3) 東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係わる一都二県連合海区漁業調整委員会指示第15号(案)について
- (4) 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の承継について

10 その他

11 議事事項

(午後2時02分 開会)

発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>出欠状況の報告。本日、6番小島委員、それから8番前田委員につきましては欠席の連絡がございました。定数15名中13名出席で委員会は成立してございます。資料の確認。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、第135回東京海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>皆様、明けましておめでとうございます。昨年から新型コロナウイルスの感染拡大が続き、3月以降都庁で顔を合わせての会議が開けないまま、令和3年を迎えることになりました。先日、再度の緊急事態宣言が一都三県で発令され、感染防止に向けてますます厳しい状況を迎えることとなりました。今期の委員会は3月までと、残りわずかではありますがありますけれども、電話と画面参加による会議となりますが皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>早速議事に入りたいと思いますが、まず本日の議事録署名人をお願いしたいと思います。14番の井上委員、1番田中委員、お願いします。よろしいでしょうか。お願いいたします。</p> <p>議案に入ります。</p> <p>議案の(1)、東京都八丈島近海漁場に設置した浮魚礁における漁業の制限について、お願いいたします。</p>
事務局長	<p>【資料1】に基づき説明。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。ご質問あるいはご意見、ご要望ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
会長	<p>それでは、このまま決定したいと思います。</p> <p>続きまして、(2)伊豆諸島海域におけるはご釣漁業の委員会指示について、お願いします。</p>

事務局長	【資料2】に基づき説明。
会長	ありがとうございました。年月日の変更でその他は変更なし。質問やご意見ございませんでしょうか。
委員一同	特になし。
会長	ないようですので、このまま決定したいと思います。 次は議案の(3)。東京湾横断道路の話ですね。事務局、お願いいたします。
事務局長	【資料3】に基づき説明。
会長	ありがとうございました。ここでは遊漁に関することですので、海面利用小委員会が先月の10日に開催されております。専門委員の意見を聴いたところだと思えます。座長の岩田委員にご報告いただければと思えます。
12番委員	会議をウェブでやりましたけれども、関係委員の方からも特に異論はないということで、異議なしということで結論を出しておりますので、ご報告いたします。
会長	ありがとうございました。何か、ご意見やご質問はございますか。
委員一同	異議なし。
事務局長	特にございませぬので、このまま決定したいと思います。 続きまして、議案の(4)伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の承継について、お願いいたします。
事務局	伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の承認についてです。こちらは10月30日の海区委員会でお諮りした際に、申請内容に疑問点がございましたので、継続審議となったものでございます。 その後、申請者の操業の意思の確認、北黒瀬海域操業に関する協議会のルール遵守、所属漁協によるルール遵守については責任をもって指導すると、組合長自らの話ももらっています。
会長	ありがとうございました。10月30日の委員会で議論されたこと、その中での疑問点、確認事項について、説明がありました。ご意見いかがでしょうか。
4番委員	承認のたらい回しになる懸念はどうですか。
水産課	今のご指摘ですが、承認の管理、操業ルールの遵守の上では適当でないため、県の

	担当者には申し伝えてあります。
4番委員	分かりました。
会長	他にいかがでしょうか。
1番委員	今まで、承認はあったが実際にはえ縄の操業はやってなかった。我々は減らしてほしいとお願いしているが、それをどういう具合に考えているのだろう。
水産課	実際に着業する船としては増えることになるかもしれませんが、ご存じのとおり、北黒瀬の操業ルールや八丈近海への入漁できる隻数のルールがございます。 そのため、一度に漁場に操業する漁船としてはこれまでどおりということで、ご理解いただければと思います。
4番委員	大臣許可を持っている船はもう3隻です。大臣許可を取った時点で、東京都のルールとか枠からちょっと外れた操業をするような感じがするのです。 大臣許可については後からまた話をしたいのですが、また1隻問題が増えてくるのではないかという気がします。
水産課	東京の海域で操業するに当たっては、浮きはえ縄の委員会指示に基づいて操業するわけですから、当然のことながら委員会指示の規制というのはその船にもかかります。また、北黒瀬での操業は遠慮するという話もしております。更に、操業上のいろいろ支障のあった場合には、所属する漁協が十分に指導するという話をいただいております。
4番委員	我々はひき縄に行っている連中が操業できなかつたりとか、妨げになったりとか、八丈の船なんかは、底釣りやっている船が縄を引っかけたっていう現状があるわけですよ。 この大臣許可を取っている船は、部会の中で決めてあるルールがあるわけですよ。それは昨年暮れの辺りの操業を見ていると、ないに等しい状況ですよ。 そういう船がまた、同じ仲間の中に入って、その人たちの意見が部会の中でもどんどん強くなり、もうそれでいいという意見にもなりかねない。それを懸念しているのですよ。自分たちの都合のいいルールを作っていくのではないかと心配しているのです。
水産課	浜川委員の言われたグループですが、一切関係ないということで漁協の担当からも聞いております。また、何かあったら漁協から厳重に指導するという話をいただいております。
10番委員	大臣許可を取らないという条件だったらいい。大臣許可を取らない約束だったら。

<p>水産課</p>	<p>大臣許可を持っていることによる東京の漁業への懸念は、クロマグロのTAC管理という点であって、漁業調整上の話は、海区委員会の指示を守ることによって調整を図っていけると認識しております。</p> <p>したがって、委員会指示の内容、また北黒瀬の協議会のルールをきちんと守っていただけるという確約が取れています。</p> <p>それで、皆さんの考えている大臣許可を持っていることによるデメリットは、どの点にあるのかというのを教えていただけないでしょうか。</p>
<p>4番委員</p>	<p>暮れの操業、大臣許可を持っている船が3隻、やっているのですよ、道具も長いし。それで、多分大臣許可ということで、知事許可と比べると大臣の許可の方が上だという認識を持って操業しているのではないかという気がするのですよ。大臣許可だから、部会で決めていることもないがしろにしつつあるような気がする。</p> <p>そういう船が増えてくると、そういう考え方の漁船に漁場を占有されてしまうのではないかというのを心配しているのですよ、漁場と資源の両方を。</p> <p>大臣許可を持っている船だけで、2日間で、5隻で40本上がっているのですよ。それが増えれば、どんどん狭い海域にそういう船が入って、漁場も占有してしまうし、資源も占有してしまうのではないかというのを心配するのです。</p> <p>むしろ、逆にある程度制限をかけてもらいたいぐらいの思いでいるのですよね。漁場の過密化ということ。</p> <p>今の現状のままだと、ああいう狭い海域の中に入って、漁区を決めてあっても、やれ潮の流れで入ってしまったとか、そういった取り繕った説明をするわけですよ。漁師であれば、この潮でどこの瀬に流れていくというのは、そんなこと分かるのですよ。だから、そういうことをやる船がどんどん増えて、漁場が占有されてしまうのではないかということをお心配して、話をしているわけなのですよ。</p>
<p>水産課</p>	<p>よろしいでしょうか。漁場が円滑に使いなくなるのではないかというご懸念だと思います。</p> <p>東京都の海域で操業するに当たっては、あくまでも浮きはえ縄の承認に基づいて操業される。したがって、当然そのルールを守らなければいけないというのは、大臣許可を持っていようが持っていまいが、そこで操業する者は承認に従って操業しなければならないということになっています。</p> <p>先ほどそういった船に占有されてしまうのではないかというご懸念があるということですが、その点は承認の規制の徹底や協議会のルールの徹底とか、そういった指導の中で、円滑な利用について実現してまいりたいと思っております。</p>
<p>4番委員</p>	<p>ちょっと話がまたくどくなるようですが、そういった心配があるということだけ認識しておいてもらいたい。部会の方ともルールをちゃんと守るように、あるいは過密化にならないような形で、船もある程度制限をかけるということを検討するように、部会の方とも話し合ってください。あの海域に10隻という船は多過ぎます。</p>

<p>水産課</p>	<p>年末の話もございましたけれども、そういったことでトラブルが頻発するようになってきております。重ねてルール遵守や地元のひき縄漁船への配慮とか、そういったところの考え方というのはもう一度指導したいと思っております。以上です。</p>
<p>1番委員</p>	<p>俺らが大臣許可が怖いというのは、東京都の数量で入ってくるわけではないから。大臣許可は別枠で入ってくるから、量が違うのだから。</p>
<p>水産課</p>	<p>大臣枠のTAC管理は、国が主体的のため、詳細は分かりませんが、1年を幾つかに区分して、その区分の中でまたTACを細分化して管理するというのを、やっていると聞いています。</p> <p>そういう意味で、全く自由ではないし、実際、年末にはTACの枠が結構いっぱいになってきているという状況もあって、操業制限が出されていると聞いております。</p> <p>当然、沿岸漁業に対する圧力がある場合は、配慮してほしいということは、これまでも国にも申入れをしているところです。今後も懸念がある場合には、国の方にもその辺の指導をお願いしたいと思っております。</p>
<p>4番委員</p>	<p>この船は近かつ協会に入っていないという話ですよ。大臣許可の方は、聞いた話では11月から自粛しているけど、この船は操業を続けていたわけですよ。それが問題になるわけです。近かつ協会に加入しないである程度自由に操業していたという状況だと思うのですよ。</p>
<p>会長</p>	<p>何度もこの委員会で議論しているのですけれども、なかなかすっきり結論が出ない。都の許可の問題、大臣許可の問題、漁場の問題、調整委員会の一番大事なところなのですけれども、わからない部分がありすぎて、確認できないことで結論出しにくいということになってしまうのです。</p>
<p>4番委員</p>	<p>会長。おっしゃるとおりで、この場で何か対応するというのではなくて、まず確認してらうようにお願いできますかね。</p> <p>うちらの場合、もう確認のしようがないのですけどね。今後こういったことがあれば、うちらも気をつけていきますけど、ちょっとなかなか確認しづらいので、確認だけは速やかにやってもらうようにお願いしたいのですけど。</p>
<p>会長</p>	<p>東京の側で納得できる、満足できるような情報が欲しいということだと思うのですけど、いかがでしょうか。可能でしょうか。</p> <p>例えば大臣許可を持っている船が、今何隻いて、その中で東京の海区で操業しているのが何隻で、何を獲りどこで揚げているかということはつかみきれないのですか。</p>
<p>水産課</p>	<p>大臣許可を持っている船で、東京海区で操業しているのは、近かつの新小型の許可を持っているもので、隻数は限られています。ただ、その船が他県船籍というのもある</p>

4番委員	<p>りますので、その船が何トン獲ったかとか、そういったものについては、リアルタイムには分からない状況です。海区の承認に基づく漁獲の報告をもらうまでは、こちらとしては制度的には把握できないというのが実態です。</p> <p>そうであれば、最低限この近かつの協会に加入するということ、水産庁の方に強くお願いして、そこである程度制限をつけてもらうことを、東京都の方からお願いしたらどうですか。</p>
水産課	<p>その点はこちらも前から思っていることで、国の担当者にその点は相談したいと思えます。</p>
会長	<p>ちょっと難しい状況ですけども、各県、特に千葉県と東京都はよく連絡取り合っているわけですよね。それと同じレベルで、その他の県とも連絡で確認できる部分というのはどこまであるのでしょうか。</p>
水産課	<p>まず先ほど浜川委員から言われた点ですが、ある程度の具体性のあるものが分かった時点で、該当の県庁ないしは国の方に申し入れるという段階を踏んでいきたいと思っております。</p>
会長	<p>それでこの承継については、去年の10月にも委員会で取り上げていますし、またここで決まらずに継続審議ということによろしいですか。</p>
10番委員	<p>やっぱり、慎重に審議した方がいい。次の世代に渡った時、もしかしたらこの人が問題を起こす可能性があるわけですよ。問題を起こさないために、海区調整委員会でこういう決め事をやっているわけだから。</p>
会長	<p>この委員会での結論は出さないと。何が問題で、どういう条件であればという辺りを、もう一度水産課に詰めていただいて次に進める。こういう結論によろしいですかね。</p>
水産課	<p>その辺はまた県庁を通じてとなりますが、なかなか説明というのは難しい。漁場利用について、東京の漁業者の懸念ということでお伝えしたとしても、向こうに、どう納得してもらえるかと。</p>
10番委員	<p>水産課の立場はよく分かるけど、現場では現状苦しんでいるわけです。そういう人を法律で守ってもらいたい、そうでしょ。</p>
水産課	<p>先ほどからは、大臣許可を持っている人はルールに基づかないで好き勝手にやられてしまう、そういう懸念があるというお話だと思います。</p> <p>この船については、大臣許可を持っているかもしれないが、近かつ協会にちゃんと</p>

会長	<p>加盟しているということで、そちらの指導を受けることになっております。これまで漁業上問題になった船とは状況が違うかなと思っております。</p> <p>今日の委員会の中では、また、次にもう一回承継があるのではないかという懸念もありました。操業も、東京都なのか、大臣許可なのかという問題もありますし、東京海区で獲っても他の港に揚げているという話もあります。その辺りの懸念を確認する方法がない。前に進められない。いかがでしょう。</p>
14番委員	<p>そうだと思います。現場の方々が一番納得しないことには、これは東京都の調整委員会なので。現場の人たちの意見が大事だし、現場の人たちがこれで納得してもらえないようなものでないと。</p>
4番委員	<p>承継自体をいつまでも止めておくことはできないのでしょうか。ただ、今言ったような懸念があるということだけを、水産庁なり近かつ協会とも協議して、どこかで制限をつけてもらうような形を作してほしい。そうしないと、今の現状、暮れの辺りの操業状況はどうにもならない。それが懸念ではなくて現実となっている。そのため、早急に対応をしてもらいたいというお願いです。</p>
会長	<p>次に大きな問題があるのを心配されているわけで、理由書とか誓約書の形で、これこれがあったら、この場でレッドカードですよという方法ができないのですかね。</p>
4番委員	<p>我慢して、我々は辛抱して歯を食いしばって、現場でやっている人間はばかを見て、やり得でやった者を法律で罰することもできない。もう獲ったもの勝ちという形になってしまうのですよ、結果的に。</p> <p>我々は何で我慢しているのですか。資源管理だ何だと、いろいろ、キンメもそうだしマグロもそうだし、歯を食いしばって規制されながらやっている現場の人間は、何でも無いものになってしまう。</p> <p>現場でやっている人間がやっぱり地域を守るという意味でも大事ですから。法律も大事でしょうけど。小さい所の漁民を守るという意味でも、やっぱり大どころをちょっと押さえてもらわないと、我々どんどん撤退していきますよ。その辺真剣に考えてください。</p>
水産課	<p>そういったご懸念は当然あると思います。そのために、誓約書といいますか、念書といいますか、こちらでも取る用意はあります。事務局の方で準備を進めているところです。以上です。</p>
会長	<p>法律上の問題で片づけて、懸念が解決されれば一番いいのですけれども。約束事として、東京の海区で操業するのであれば、こういうことを守ってくださいと。それが守れないのであれば、許可を取り消しますということは可能だと思うのですが、いかがでしょうか。</p>

4番委員	<p>組合長も保証しているということなので、一代限りの条件というのがその上に乗っかっていれば、いつまでもこの問題ズルズル引っ張っていてもしょうがないので、賛成というか条件付けての賛成ということ。</p>
会長	<p>懸念事項について、確認するべきところを確約しておく。お互いに文書にして残しておく。それをやらないと何かあったときに、同じような繰り返しになってしまうと思うのです。そういうことは可能でしょうか。</p>
水産課	<p>誓約書というか念書というか、そういったものを相手から徴収するという理解でよろしいですか。</p>
会長	<p>まずこちら側の懸念をリストアップして、これについてどう対応するかというのを向こうからいただいて、それを基に今度は県庁が入って、両者合意でこういうふうにしますというのでいかがでしょうかね。法律うんぬんで国から確認を受けることをやってみて答えが出るならいいですけども。</p>
水産課	<p>そうしましたら、誓約書は取るとして、それ以外の皆様のご懸念の点を、県庁を通じて相手方に伝え、またそれに対してどう対処していくかというのを整理してまいりたいと思います。</p>
会長	<p>ちょっとステップを踏まなければいけないのですが、まずは懸念事項の整理というところからお願いできればと思います。</p>
9番委員	<p>基本的に会長の意見に賛成なのですけども、懸念をリストアップすると同時に、この承認の主体が東京都にあるわけですから、懸念が払拭されなければ承認はできない。ただし、懸念に対してこうやって対処しますという一文があるという条件で承認しますということではないですかね。委員会自体も法律に基づくものなので、法律に沿わないことはないと思うのです。だから懸念があることと、それが払拭されなければ承認できないという態度でいいのではないのでしょうかね。基本的に会長もおっしゃったとおりでいいと思いますけど、承認する側は東京にあるのだということは、はっきりしておいた方がいいと思います。</p>
会長	<p>それについていかがでしょうか。もう一度水産課の中で詰めていただいて、それを現地側ともっと詰めていただいて、もう1回出していただく、説明いただかないと、すんなりとは進めない。</p> <p>出す、出さないは委員会の結論で、出した後にこれは問題であるということと言えるようにするのも、両者の合意の下で誓約し合うということになるかなと思うんですけども。</p>

4番委員	<p>今言っている懸念のことを伝えて、すぐに何とかという話ではないのでね。時間かけてやったらいいのではないですか。</p> <p>出すという方向で、今出たような懸念を全部整理してもらい、そういうことはないという文言を一筆入れてもらえれば、それで担保できるのではないですか。そういう条件であれば、いつまでも駄目だということはできないでしょうから。そういったことを担保してもらって、承認しますという形を取ってもらえばいいのではないのでしょうか。</p>
1番委員	<p>承認は海区委員会で出すものですから。我々委員はそういうのが不安でならないと今、止めているのですから。その不安を解決して、委員会が出すという決定をすればそれでいいですよ。</p>
会長	<p>ありがとうございます。せっかくここまで皆さん議論して、私たちも理解を進めておりますので、作業をしていただいて、その中で本当に駄目なのか、それとも問題ないからまずは認めてその後考えようかということになるかと思います。</p> <p>その辺りで懸念事項をどうするか、どうすれば納得できるかというところを詰めていただければと思います。</p>
4番委員	<p>同時進行で進めていっていいと思います。このことを伝えながら、それを了解してもらって、心配されていることは大丈夫ですよというものがあれば、この承認は進めていってもいいのではないかと思います。</p>
会長	<p>その方向で、ただし、それでも問題が解決されないと、払拭されないということであれば、その時点でまた考えてもらいたい。</p> <p>まずは何が問題で、どこがポイントになるのかというところから、整理いただければという希望です。可能でしょうか。</p>
水産課	<p>そうしましたら、先ほど馬場委員、あと浜川委員、田中委員の言われたとおり、当然、東京都サイドとしての懸念があるわけですから、それを向こうに再度伝え、それに対する対処を聴き取り、皆さんの懸念のないような形の上で承認の手続に移る。</p> <p>再度持越しということになりますが、作業の方は続けたいと思います。</p>
会長	<p>水産課に随分いろいろ宿題が出てしまいましたけれども、前に進めるために少し作業をお願いしたいというところです。この議案はよろしいでしょうか。なかなか前に進みませんが、次もう一步進むことを希望いたします。</p> <p>議案4まで終りまして、4の「その他」ですけれども、いかがでしょうか。事務局、何か。</p>
事務局長	<p>それでは、次回の海区委員会の開催予定についてです。日時が、2月12日金曜日午後2時からです。場所は、電話、ウェブ会議となります。</p>

	<p>議案ですが、（１）漁業法第14条第1項に基づく東京都資源管理方針の策定について。（２）東京都資源管理方針の別紙（くろまぐろ）の策定について。（３）東京都海面におけるさんご漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の有効期間について。（４）小笠原海域における底魚一本釣り漁業の制限措置等について。（５）大野原島周辺漁場におけるたかべ刺し網漁業の許可等を申請すべき期間等について。（６）次期管理年度におけるTAC数量（くろまぐろ）について。（７）東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について。（８）伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について（6月から12月まで）となっております。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>以上で本日予定した議題について終わりました。何かございますか。 事務局に質問ですが、2月に136回があり、3月でこの期が終わるのでしょうか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第4期は3月いっぱい終了となります。</p>
<p>会長</p>	<p>くろまぐろの最後のTACの管理辺りが、最後の締めになるのですかね。</p>
<p>事務局長</p>	<p>定例的なものにつきましては、2月の次回の136回が最後ですけれども、3月にくろまぐろのTACが入るかどうか、今のところ未定です。</p>
<p>会長</p>	<p>これをもちまして第135回を終了いたします。</p>

（午後3時43分、会長、第135回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。）